

令和4年第1回（7月）埼玉中部環境保全組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 （7月6日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	7
議会運営委員会委員の選任	7
議会運営委員会副委員長の互選	7
管理者提出議案の上程及び説明	8
議案第8号の説明、質疑、討論、採決	8
議案第9号の説明、質疑、討論、採決	18
議案第10号の説明、質疑、討論、採決	20
閉会中の継続審査の件	22
管理者挨拶	22
閉 会	23

埼玉中部環境保全組合告示第5号

令和4年第1回（7月）埼玉中部環境保全組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年6月29日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和4年7月6日（水）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第 8号 埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会条例
- 2) 議案第 9号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第10号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	川 崎 葉 子	議 員	2 番	頓 所 澄 江	議 員
3 番	金 子 雄 一	議 員	5 番	田 中 克 美	議 員
6 番	中 野 昭	議 員	7 番	湯 沢 美 恵	議 員
8 番	桜 井 卓	議 員	9 番	保 角 美 代	議 員
1 0 番	滝 瀬 光 一	議 員	1 1 番	齊 藤 嘉 宏	議 員
1 2 番	戸 谷 照 喜	議 員	1 3 番	柳 谷 泉	議 員
1 4 番	神 田 隆	議 員			

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和4年第1回（7月）埼玉中部環境保全組合議会臨時会会議録

○議事日程 第1号

令和4年7月6日（水曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 議会運営委員長の報告
- 第5 会期の決定
- 第6 議会運営委員会委員の選任
- 第7 議会運営委員会副委員長の互選
- 第8 管理者提出議案の上程及び説明
- 第9 議案第 8号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議案第 9号の説明、質疑、討論、採決
- 第11 議案第10号の説明、質疑、討論、採決
- 第12 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1番	川崎葉子	議員	2番	頓所澄江	議員
3番	金子雄一	議員	5番	田中克美	議員
6番	中野昭	議員	7番	湯沢美恵	議員
8番	桜井卓	議員	9番	保角美代	議員
10番	滝瀬光一	議員	11番	齊藤嘉宏	議員
12番	戸谷照喜	議員	13番	柳谷泉	議員
14番	神田隆	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	宮崎善雄	君
副管理者	原口和久	君
副管理者	三宮幸雄	君
会計管理者	小川輝由	君
事務局長	成井治久	君
総務課長	大澤修一	君
建設推進課長	田村邦博	君

○職務のため出席した事務局職員

書記	神田将大
----	------

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

- 神田 隆議長 ただいまから令和4年第1回埼玉中部環境保全組合議会臨時会を開会いたします。
本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。
なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

- 神田 隆議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 神田 隆議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承いただきます。

◎議席の指定

- 神田 隆議長 日程第2、議席の指定を行います。

鴻巣市議会選出の議員1名が交代となり、頓所澄江議員が選出されました。このため議席の指定を行います。

2番の議席を頓所澄江議員、3番の議席を金子雄一議員に指定いたします。

それでは、頓所澄江議員、自席から自己紹介をお願いいたします。

頓所議員。

- 2番 頓所澄江議員 皆さん、おはようございます。鴻巣市選出の頓所澄江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 神田 隆議長 ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

- 神田 隆議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、8番、桜井卓議員、9番、保角美代議員、10番、滝瀬光一議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

- 神田 隆議長 日程第4、議会運営委員長の報告を行います。

去る6月29日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。

柳谷議会運営委員長。

○柳谷 泉議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第4、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る6月29日午前9時20分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

日程第5、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第6、議会運営委員会の委員の選任であります。

日程第7、議会運営委員会副委員長の互選であります。

日程第8、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第9、議案第8号 埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会条例。

日程第10、議案第9号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

日程第11、議案第10号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）。

日程第12、閉会中の継続審査の件。

議事日程は以上であります。

次に、令和4年度の議会行政視察研修につきまして、視察先の候補地の協議がなされ、10月27、28の日程で、佐賀市にありますCO₂を分離回収して有効活用するプラントと、生ごみを回収して有機肥料を生産している福岡県大木町の施設を、視察先の第1候補地として計画していくことに決定をいたしました。

次に、コロナ対策における議席等へのアクリル板の設置について協議がなされ、各議席に設置がされております。また、自席での各発言については、着席のまま行うこととなりました。

次に、議会傍聴者への対応について協議がなされ、議場内の傍聴につきましては、密を避けるため3名までとし、議会当日8時30分までに受付を済ませた者が3名を超えるときは、抽せんとすることに決定をいたしました。

なお、傍聴者3名以外の方につきましては、この建物の1階ロビーで、議場内の映像を放映するモニター画面が設置された視聴会場に20席を設けて、先着順に案内し、視聴していただくことに決定をいたしました。

次に、議員の交代がありましたので、議会終了後に議場内で全景写真の撮影をすることといたしましたので、ご協力をお願いいたします。

次に、議員の一部が交代がありましたので、議会終了後に役職者名簿を配付いたします。

以上が議会運営委員会の報告であります。よろしくをお願いいたします。

○神田 隆議長 ありがとうございました。

◎会期の決定

○神田 隆議長 日程第5、会期の決定につきましては、柳谷議会運営委員長の報告のとおり、7月6日、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任

○神田 隆議長 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会の野本副委員長におかれましては、6月2日付をもって当組合の議員を辞職され、退任となりました。その後任として、埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例第3条第2項の規定に基づき、鴻巣市議会から頓所澄江議員が委員に選出されております。

同条例第4条の規定に基づき、お諮りいたします。頓所澄江議員を議会運営委員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

よって、頓所澄江議員を議会運営委員に選任いたします。

◎議会運営委員会副委員長の互選

○神田 隆議長 日程第7、議会運営委員会副委員長の互選につきましては、埼玉中部環境保全組合議会運営条例第5条第1項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時08分

再開 午前 9時11分

○神田 隆議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会で副委員長の選出がされておりますので、互選の結果について報告をお願いいたします。

柳谷議会運営委員長。

○柳谷 泉議会運営委員長 日程第7、副委員長の互選結果の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、議会運営委員会副委員長を互選いたしましたので、その結果を申し上げます。

副委員長には、鴻巣市議会選出の頓所澄江議員が選出されましたことをご報告いたします。
以上でございます。

○神田 隆議長 ありがとうございます。

ただいま報告のありましたとおり、議会運営副委員長には鴻巣市議会選出の頓所澄江議員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営副委員長は頓所澄江議員に決定いたしました。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○神田 隆議長 日程第8、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案については、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 おはようございます。議長の命によりまして、提出議案の説明をさせていただきます。

議案第8号 埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会条例について申し上げます。当組合が新たに建設する一般廃棄物処理施設等の整備に関し、調査研究及び検討を行うため、建設検討委員会を設置いたしたく、新たに制定するものであります。

次に、議案第9号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。議案第8号で上程いたしました建設検討委員会の委員報酬の金額について、新たに定めるものでございます。

次に、議案第10号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,004万5,000円といたしたいとするものです。歳入につきましては基金繰入金を、歳出につきましては建設推進費をそれぞれ47万9,000円増額するものであります。

議案第8号から議案第10号につきましては、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明をいたさせます。

以上3議案について、慎重審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○神田 隆議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第9、議案第8号 埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員

会条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○**神田 隆議長** ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○**成井治久事務局長** 議案第8号 埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会条例につきまして説明申し上げます。

本案は、当組合が新たに建設する一般廃棄物処理施設等の整備に関し、調査研究及び検討を行うため、新たなごみ処理施設等建設検討委員会を設置するため、条例を制定いたしたいとするものであります。

本条例は、第1条から第9条までとなっており、主な内容といたしましては、第2条の所掌事務は、委員会は管理者の諮問に応じ、新施設の整備に関して調査研究及び検討を行い、管理者に具申するものであります。

第3条の組織は、委員会は、委員16名以内をもって組織し、第1号委員から第5号委員を管理者が委嘱するものであります。第1号委員は、識見を有する者2名、第2号委員は、組合議会議員3名、第3号委員は、関係団体の代表6名、第4号委員は、組合構成市町の副市町長3名、第5号委員は、前項に掲げる者のほか管理者が必要と認める者2名であります。

なお、第3条関係の委員の内訳につきましては、資料を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、第4条の任期は、委嘱の日から第2条に規定する答申の日までとするものであります。

第7条では、委員の守秘義務規定を設けております。

議案の説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○**神田 隆議長** 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

湯沢議員。

○**7番 湯沢美恵議員** 何点かお聞きしたいと思います。

まず、2条につきまして、新施設の整備に関して必要な事項についてということで所掌事務が出されていますけれども、必要な事項というのは、具体的にどのようなものなのかを説明をいただきたいと思います。

それと、第3条の(1)、識見を有する者、また(5)の管理者が必要と認める者に委嘱することになってはいますが、こちらもどのような人を考えているのかを具体的にお示しをいただきたいと思います。

それと、第4条の任期につきまして、第2条に規定する答申の日までとありますけれども、このことに関しましては、当然委員の委嘱をした期間、役職名がなされている方がいますので、任期途中で変更になるという場合もありますけれども、その場合はどういった手続が行われるのかという点についてはどのようになっているのでしょうか。

とりあえず3点お聞きしたいと思います。

○**神田 隆議長** 建設推進課長。

○**田村邦博建設推進課長** それでは、湯沢議員さんのご質問にお答え申し上げます。

1点目の第2条、所掌事務の必要な事項とはというご質問でございますけれども、管理者が諮問する内容でございますけれども、場所がまず確定しなければ事業が進みませんので、建設地の速やかな確定に向けて、検討委員会でのご意見を踏まえて取り組んでまいりたいというものでございます。

それから、2点目の第3条、組織の識見を有する者とはどのような方かというご質問でございますけれども、1号委員の識見者は、専門的知識をお持ちの方として、大学教授や専門のコンサルタントのほか、県の職員を想定しております。ほかの一部事務組合でも、そのような方々をご就任されている事例が多いことから、当組合から打診してまいりたいと考えております。

それから、同じく5号委員はどのような方々になりますかというご質問でございますけれども、現時点で5号委員の方、特定の方は想定してございませんが、5号委員につきましては、事業が進捗する中で、管理者が必要と認める方になりますので、その時々のご諮問に応じて、適宜適切に選任してまいりたいと考えております。

それから、第4条の任期でございますけれども、自治会の連合会の方ですとか区長会の方など、団体に属している方など、そういった方の途中交代も想定されます。どのような手続かということになりますけれども、構成市町の環境担当部署の方々と調整をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**神田 隆議長** 管理者。

○**宮崎善雄管理者** 湯沢議員の最初の必要な事項ということでございます。

まず、今回条例を議会にお願いをしたわけですが、まず最初の段階としては、当然建設をする、先ほど建設推進課長が答弁をしたとおり、それとなお施設の概要等についても、当然これは諮問をしていきたい、そのように考えております。

以上です。

○**神田 隆議長** 湯沢議員。

○**7番 湯沢美恵議員** そうしますと、第2条に関しては、取りあえず建設地の決定というのが先行するという形で、その後、方式あるいは大きさを含めた概要についてということで、それは同時進行ではなく、それぞれ終わり次第というか、方針が決定次第、次の事項に移るというスケジュール

感でいいのかどうかという部分について。

それと、第4条の任期については、交代はその都度、その役職が解かれた時点で代えていくというふうに理解していいのかということを確認させてください。

○神田 隆議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 それでは、湯沢議員さんの再質問にお答えいたします。

1点目の諮問の内容でございますけれども、諮問といたしましては、まず建設予定地の決定について優先的に行ってまいりたいと考えておりますが、並行して施設の規模ですとか建設予定地を主目的でありますけれども、土地に関わる各種事項も検討していただくような予定で考えてございます。

2点目の第4条の任期でございますけれども、交代された時点で、関係構成市町の環境担当部署と調整していきたいと考えております。

以上です。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 2点目の今後のスケジュール的な関係になりますが、取りあえず今回の検討委員会においては、2市1町が合意された、今、建設予定地、これは2市1町で合意されたものですから、今後組合で決定されていかなくてもなりませんので、その辺をまず第一にやっていきたい。同じく当初予算にも計上しておりますが、基本構想、これは整備構想という名前に変えて今回は進めようかなというふうに考えております。

この2点を大きく、できれば今年度中に終わらせたいということでは考えておりますが、事業の進捗によっては、年度をまたぐ場合もございますが、まず第一にその2点を進めていきたい。その後、同時になるか分かりませんが、基本計画、また地域計画というものも少しずつ進めていくような計画、スケジュールで進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○神田 隆議長 湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 分かりました。第7条では、委員が職務上知り得た秘密を漏らしてはならないということで、守秘義務が課せられていますけれども、ということは、この委員会については公開をしないということでしょうか。

○神田 隆議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 湯沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

第7条の守秘義務といいますのは、法律上、特別職の公務員になりますので、守秘義務をご承知いただいて、委員に就任していただくものということをやっているものでございますけれども、検討委員会の情報、会議の内容ですとか、会議資料、そういったものは、会議が終わり次第速やかに、当組合のホームページにおいて公開をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 中野議員。

○6番 中野 昭議員 今湯沢議員の質疑に対して、幾つか答弁をされた中で、一つは委員会の必要事項ということがありますが、まず若干事務局長と建設推進課長の間に違いが出ていたような気がするのです。

要するに建設地を決めていくと。このことが、言わば後の処理方式あるいは処理量、これらによって、敷地面積が変わってくる。今現在やっている、この方式、言わばストーカーの方式というのがあります。それから、もう一つとしてガス化溶解炉方式、このことによっては当然、ガス化溶解炉であれば、敷地面積もかなり広く取らざるを得ないというような関係があるので、言わば敷地面積、建設地を予定するということと併せて、やっぱり処理方式、処理量、これらなんかをやっているかないと、別々にやって果たしてできるのかどうかという、私は疑問があったので、この辺について伺っておきたいということが一つ。

それからもう一つ、第7条関係で、会議録どうのこうのとありましたが、つまり私が聞きたいのは、検討委員会について、傍聴というのは認められるのかどうか。つまり私は、なるべく公開を全てすべきだと思っていますから、その辺の傍聴について、どう考えるか。会議録どうのこうのではなくて、実際行われている検討委員会の傍聴について、どのように考えているのか。

2点お聞きしたいと思います。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 中野議員さんのご質問の1点目にお答えさせていただきます。

当然建設予定地の決定をしなければ、事業が進みません。なおかつ、その決定がなされると同時に、やはり事務局では、まずごみの処理量というのは、令和3年度の実績がございますので、そういうものをまず資料として考えますと、今現在、吹上地域を入れますと、年間約4万トンぐらいの処理になっているとは思うのです。ですから、中部環境が今後造っていく施設の規模というのは、大体110トンから150トンの間、令和3年度の処理量ではそういうことになりますが、やはり環境問題というのはCO₂の削減も言われております。いろんな、プラスチックの法律もできましたし、今後やっぱりそういう法律も考えながら、分別等も考えていく、その中でやはり処理量が決まってきます。また、基本計画等には処理方式等も、うたわなくてはなりませんので、そういったときに、計画の段階では、やはり検討委員会に協議をお願いして、進めていくということにはなろうかと思えます。

以上です。

○神田 隆議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 2点目の検討委員会に係る傍聴の件についてでございます。先ほど検討委員会の会議資料等につきましては、速やかにホームページ等で公開していくということでお答えさ

せていただきましたが、当日の傍聴につきましても、これは当然、他地区等の事例も参考にしながら、どういった手続ですとか、当然傍聴していただく前提で検討をしてございますので、第1回検討委員会が開催される前には、内部できちんとした傍聴の手続を整備したいというふうに考えております。

以上です。

○神田 隆議長 戸谷議員。

○12番 戸谷照喜議員 今の質問の関連なのですが、過去の経験から、このごみ処理施設というのは、3市町にとって万人に関わることで、非常に重要な案件だと思います。会議の公開ということについては、オープンにしていくということを言われたのですが、最近オープンにする中身がホームページで流しますということで、行政側は大方答弁しているのですけれども、ですけれども、ホームページというのは、見ている人がかなり限られていますよね。私は、行政のコミュニケーションの基本は、やはり紙による伝達だと思います。

ここでも、たよりを発行していますので、要点でいいので、要点で結構ですので、要旨だけでいいので、決定事項は、その都度、やはり紙による伝達で公開をしていただきたいというふうに思います。傍聴と併せて、この条例に、第何条かに、この点については公開をしていくと、あるいは傍聴を何人まで可ということで、条例にも書き込んでいただきたいと思います、要点だけ。

それと、2番目なのですが、先ほど質問されたのですが、第5号議員です。第5号議員というのはブランクになっていて、あるいはこういった人がまだ考えられるということで非常にいいと思うのですけれども、私は、やはり今実際にごみ処理施設、稼働している施設の経験者というか、その施設で働いている責任者の人を、ここに1人入れたらどうかなというふうに思うのです。

1号から4号までの内容を見ますと、実践的な、体験者というのは、果たして何人いるのか。机の上でいろいろ議論したり、視察したりして考えるのは、もちろん大事なことなのですが、それよりも現在実際稼働している、動かしている人の意見というのは非常に大事だと思います。いい点、悪い点、こういった点はいいのではないかと、実践的な体験に基づいた提言をしていただけないかなというふうに思います。誰がということについては、事務局で検討してもらいたいと思いますけれども、やはり5号議員のブランクのところは、ぜひそういうような人を入れていただきたいと思いますが、まだそこら辺のところの当てというのではないかと思うのですが、もしあるのであれば教えてもらいたいと思います。

○神田 隆議長 議員さん、マスクをちゃんとしてください。

○12番 戸谷照喜議員 失礼。ずり落ちました。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 戸谷議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目ですけれども、組合の広報等にも掲載というか、してほしいという質問でよろしい

ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○成井治久事務局長 それは、年2回、6月と12月に発行しますので、広報でも、全てではありませんが、今議員さんが言われた概要みたいなものは、載せるつもりでは考えております。

それから、2点目になりますが、5号委員の関係ですが、今回の委員会につきましては、やはり諮問に対して正しい判断や評価ができる方、あとは委員の経験の豊富な方ということを考えながら一応委員の16名を考えております。第5号委員につきましては、今後諮問内容によって、管理者と調整させていただいて、適任の方を選任していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 戸谷議員。

○12番 戸谷照喜議員 それでは、もう一つ大事なことなのですが、先ほども言われた必要な事項ということに関係するかどうかと思うのですが、一番大事な内容について、ここで議論するのだと思いますけれども、ここで議論した案が原案の原案になるわけですね。あるいはほかの、例えば課長さん級の幹事会ですか、で議論した案が原案になるのか。私は、やはりそこら辺が、かつての体験のあれを見ますと曖昧になっていると。やはり建設検討委員会ですので、ここで検討したものが原案になるのがいいのではないかなというふうに思うのですが、あるいはそうではなくて、いや、管理者で議論したのが原案になるのか。管理者、副管理者で検討した骨子が、これが原案になるということいろいろ、キャッチボールになるかと思うのですけれども、やはり検討委員会が私は中心になってしかるべきだというふうに思うのですが、そこら辺の位置づけというのはどういうふうになっているのか、もし分かったら教えてください。

○神田 隆議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 戸谷議員の再々質問にお答えいたします。

検討委員会の役割ですけれども、諮問事項を管理者から検討委員会に諮問いたしまして、それに対して委員会の中でいろいろご意見を交わしていただいて、最終的には委員会から管理者のほうに意見具申をいただくと。それを参考にいたしまして、管理者のほうで、最終的には正副管理者会議の会議体をもって決定をしていくという流れになります。また、幹事会とか構成市町の環境担当部署と、内容について、緊密に連携を取って調整をしていくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○神田 隆議長 桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 今までの質疑で、いろいろ分かってきたのですけれども、1点だけ確認させていただきます。

第2条の所掌事務です。新施設の整備に関して必要な事項ということで、まず建設場所の決定を優先的にやっていくということでありました。当然この施設のほうですとか、どういう方式にして

いくというのを所掌事務とするのもよく分かります。

それに附随して、例えば余熱利用、そういったものについても、この検討委員会の所掌事務には入ってくるのでしょうか。

○**神田 隆議長** 事務局長。

○**成井治久事務局長** 今回というか、この条例が可決いただきますと、速やかに委員会を設置してまいります。今回というか、今年度の設置の内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、建設予定地の決定、確定、それから基本構想を同時に協議していただくということですので、ご質問の内容につきましては、その後の委員会、検討委員会になるわけです。

以上です。

○**神田 隆議長** 桜井議員。

○**8番 桜井 卓議員** そうしますと、今回のこの検討委員会条例の第4条において、任期に関しては、委員の任期は答申の日までということになっているわけなのですが、こちらの答申を受けた後、また今後の件は、いろいろまた計画があったりとか、余熱利用なんかもあるというのですけれども、それについては、この委員会の中で改めて委員を選任してやっていくというよりは、また別の委員会を立ち上げるといった形になるのでしょうか。

○**神田 隆議長** 事務局長。

○**成井治久事務局長** 今回立ち上げた委員会は一度終わりになりますので、改めてまた選任、同じ委員になるのか、それは分かりませんが、また改めて選任をして、余熱利用等についても後々検討してまいるような形になるかと思えます。

以上です。

○**神田 隆議長** 柳谷議員。

○**13番 柳谷 泉議員** 何点かお聞かせをお願いします。

まず初めに、本日の可決をされたら、速やかに委員会を設置をしていくということでございますけれども、第1回目の委員会をいつ頃予定をしているのかです。

あと、第3条の委員は16人以内のという部分でございますけれども、この16人の根拠をまず教えていただきたいと思えます。

それと、第7条の守秘義務という部分で出している部分があるのですが、罰則規定等の考え方はどのように考えているのか教えていただきたいと思えます。

この3点をまずお願いします。

○**神田 隆議長** 建設推進課長。

○**田村邦博建設推進課長** それでは、柳谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の本日可決されたら、いつ頃検討委員会が開かれるのかというご質問だったと思います。現在1回目の検討委員会を8月の下旬に開催したいと考えています。

それから、2点目の第3条、組織の16人以内の根拠ということでございます。新たなごみ処理施設の建設に向けた検討委員会として、メンバー構成に当たりまして、県内の一部事務組合を参考にしております。構成する市町の数によって、多少の差はございますけれども、人数については、おおむね12人から16人程度の人数であることから、当組合としては16人以内とさせていただいております。

以上でございます。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 柳谷議員さんの3点目の罰則規定は設置しないのかという内容でございますが、一般的に守秘義務というのは、職務上知った秘密を守るべき法律上の義務であります。しかし、漏らせば当然罰せられますということで、本案には罰則規定は設けておりません。また、罰則規定を設ける場合といたしましては、当組合における個人情報の適正な取扱いに関する責務や個人情報保護に対する住民の信頼確保、そういうものが、漏えいに対して、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の罰則規定の内容を踏まえて、罰則規定を整備するものと認識しておりますので、今回当委員会から個人情報漏えいすることが考えにくいことから、罰則規定は設けておりません。

以上でございます。

○神田 隆議長 柳谷議員。

○13番 柳谷 泉議員 再質問させていただきたいと思います。

第1回が8月の下旬ということでございますけれども、このメンバーの中には、先ほどの5号委員さんが想定をしていないということでございますので、なぜ入っていないのかお伺いをさせていただきたいと思います。

また、先ほど16人以内ということで、現在の事務組合等を参考ということでございますけれども、この中に各副市長、副町長がメンバー構成に入っていると思うのですけれども、この条例等をつくるのに調整委員会を設置をして、幹事会があつて、調整委員会を設置してつくった経緯があると思うのですけれども、調整委員会のメンバーがこのメンバーの中に入るというのは、私はちょっと疑問だなという部分がございます、あと入ったという理由を教えてくださいと。

あと、結局何が言いたいのかというと、一番に、先ほど識見を有する者ということで、専門家とコンサルと、大学とか県とかという部分がございますけれども、ここをもう少し人数を本当は、本来であれば増やしていくべきだとは思っているのですけれども、それで管理者が必要と認める者の中にそこを入れてもいいのかなと思うのですけれども、今回のこれでは想定をしていないということでございますので、コンサル、大学の専門知識を持った、県職、これだけで3人いるのです、1人ずつ選んでみても。なぜこの2人だけよく分からないのです、理由が。そこら辺をお答えいただければと思います。

罰則規定に関しては、よろしいです。大丈夫です。

○神田 隆議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 柳谷議員のご質問でございますけれども、5号の委員は、当初入れないという判断でございます。先ほど答弁させていただいたかもしれませんが、5号委員につきましては、その諮問に応じて、管理者が必要と認めた場合に、適宜適切に選任していきたいということで5号委員の枠を設けてございます。

それから、4号委員の副市町長が何でメンバーに入っているのかということですが、過去の中部環境保全組合の事例でも、行政の代表として副市町長が委員となっていた経緯がありますので、前例を踏まえまして、行政に精通した方が参加するということが望ましいのかなと判断をしたところでございます。

以上です。

○神田 隆議長 柳谷議員。

○13番 柳谷 泉議員 できれば、5号委員を、想定していないという部分でございますけれども、先ほど管理者のほうからも概要等を、局長からも基本構想等という部分もございましたし、いろんなことを話合う部分で、一番初めにまず16名以内という部分で決めておりますので、想定をしないではなくて、想定をしていただいて、メンバーに入れていただきたいなということを私は思います。

あと、副市長という部分でございますけれども、今までどおりということでございますけれども、できれば本当は執行側として、調整委員会のメンバーでございますので、各市町村の調整役も担っている部分がありますし、委員会の平らな意見として吸い上げていくのであれば、そういうメンバーは、私は本来であれば抜くべきだったかなということは考えておりますので、できても早く進めたいというのが第一なのでございますけれども、第1回目は8月下旬ということでございますので、進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○神田 隆議長 滝瀬議員。

○10番 滝瀬光一議員 ただいまの質疑を聞いていて1点だけお尋ねいたします。

この委員会条例は、第2条で、管理者の諮問に応じということで規定されております。そんな中で、第3条、構成組合市町の副市町長ということで委員が上がっておりますけれども、先ほどの課長のご答弁では、前例に倣い構成員とされたということでありますけれども、他の施設検討委員会、他団体ですね、そういった事例については、調査、参考にされたのかどうか、その1点だけをお尋ねいたします。

○神田 隆議長 建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 滝瀬議員さんのご質問にお答え申し上げます。

他地区、他の一部事務組合等の事例も調査した上での案ということになってございます。

以上でございます。

○神田 隆議長 ほかに質疑ございませんか。

戸谷議員さん、先ほどやりましたよ。

○12番 戸谷照喜議員 まだいいんだよ。

○神田 隆議長 戸谷議員、先ほど質問したよ。

〔「1回」と言う人あり〕

○12番 戸谷照喜議員 いやいや、大丈夫。

○神田 隆議長 1回やりましたよね。

○12番 戸谷照喜議員 ええ。

○神田 隆議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、反対討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもちまして討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第10、議案第9号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 議案第9号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

本案は、議案第8号の新たなごみ処理施設等建設検討委員会条例の制定後に設置を予定している新たなごみ処理施設等建設検討委員会委員の報酬を定めたいとするものであります。

議案の裏面、新旧対照表をお願いいたします。加える内容は、「新たなごみ処理施設等建設検討委員、日額、識見者、1万5,000円、委員、6,000円」と定めたいとするものであります。

以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○神田 隆議長 説明が終わりました。質疑を求めます。

桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 第9号について1点だけ質疑をさせてください。

今回、日額としまして、識見者に関しては1万5,000円、委員については6,000円という金額を設定されておりますけれども、この金額を設定するに当たって参考にしたもの、あるいはこの金額の積算といたしますか、根拠、それについて説明をいただきたいと思っております。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 桜井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

本条例の改正前の委員報酬になりますが、新旧対照表では行政不服審査会委員以外は略されておりますが、詳細を申し上げますと、このほかには監査委員として、識見者が9,500円、議員の選出が3,500円、そのほか情報公開審査会委員が、行政不服審査会委員と同じでございます、1万8,500円と1万7,000円となっております。そのほか情報公開審議会委員の会長及び委員が5,500円と5,000円と規定されております。今回の建設検討委員会の委員の報酬につきましては、鴻巣市、北本市、吉見町での特別職職員の報酬や、これまでの他団体の一部事務組合での実態などを総合的に精査した結果から、当組合では識見者を1万5,000円、委員を6,000円というのが妥当と決定いたしましたので、今回この金額で設定させていただいたわけでございます。

以上です。

○神田 隆議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもちまして討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○神田 隆議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第11、議案第10号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 議案第10号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

表紙の裏面、1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,004万5,000円とするものであります。

詳細につきまして申し上げますので、最後のページ、5ページをお願いいたします。初めに、歳入ですが、4款繰入金、1節基金繰入金47万9,000円の増額につきましては、歳出の財源として、財政調整基金から繰入れをいたしたいとするものであります。

次に、歳出ですが、3款衛生費、3目建設推進費、1節報酬47万9,000円の増額につきましては、

新たなごみ処理施設等建設検討委員会の会議を5回開催する予定としておりますので、委員の報酬を増額するものであります。

詳細につきましては、第1号委員の識見を有する者2名が、日額1万5,000円で15万円、第2号委員の組合議会議員3名と第3号委員の関係団体の代表6名と第5号委員の管理者が必要と認める者2名が日額6,000円の33万円で、総額48万円を予定させていただきました。

なお、第4号の組合構成市町の副市町長3名は公職により報酬の支払いは該当いたしません。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○**神田 隆議長** 説明が終わりましたので、質疑を求めます。質疑はございませんか。

柳谷議員。

○**13番 柳谷 泉議員** 今の説明でいきますと、5回開催ということでございますけれども、5回にした根拠でございます。先ほどの8号のところでございますけれども、局長のほうから答弁がありましたとおり、今年度中という部分が答えを出せていけたらという部分で、できなければ来年度以降もということございましたけれども、5回という部分でございますけれども、5回以上、やはり必要であるのであるならばやっていくのが本来のあれなのかなと思いますので、ぜひともこの5回に決めた根拠があれば教えていただきたいと思います。

○**神田 隆議長** 建設推進課長。

○**田村邦博建設推進課長** 柳谷議員さんのご質問にお答え申し上げます。

5回開催を決めた根拠でございますけれども、諮問の内容、それから第1回目の開催を8月下旬と想定していますので、今年度の残りの時間を考慮しまして、計5回が妥当であろうかなということで考えました。8月下旬に1回目を開催した後、残り7か月間で4回というので、頑張っても4回が限度だろうということで5回を想定しております。

以上です。

○**神田 隆議長** 柳谷議員。

○**13番 柳谷 泉議員** 今の話だと、頑張っても5回だろうという部分でございますけれども、そこを決めるのではなくて、回数を決めているのではなくて、答えを出すことであって、頑張ってください。頑張らないとなかなか決まっていけないので、ぜひとも、別に7か月あるのであれば7回、1か月1回ぐらいだつて、1か月2回ぐらいだつていいわけですから。

今の話からいくと、回数ありきで結論を出していかなければいけないという部分が、なっていく疑念もございますので、ぜひとも回数を決めずに、補正を組むなりして、今後回数が増えていくのは、まだ議会もございまして、補正予算を組んでしっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

○**神田 隆議長** ほかに質疑ございませんか。

ないようですので……ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもちまして討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の件

○神田 隆議長 日程第12、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

柳谷議会運営委員長から、次の議会の会期の日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続審査といたしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○神田 隆議長 以上で、本臨時会に提案されました議事はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本臨時会にご提案を申し上げました議案につきましては、慎重審議をいただき、原案のとおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

当センターは、地元の皆さん、また議員各位のご理解をいただき、順調に運転をさせていただいておりますけれども、毎回申しておりますけれども、施設の老朽化も進んでおります。当組合では、本年4月より、新たな一般廃棄物処理施設の建設事務を進めておりますが、今後は新たなごみ処理施設建設等検討委員会を設置して、本日の臨時議会、議案第8号の中でご質疑を賜りましたご意見を踏まえつつ、事務事業を進めてまいりたいと考えているところでもございます。皆様には、事業が円滑に実施していけるよう、引き続きご理解とご協力をお願いを申し上げます。

結びに、議員各位の今後のご健勝にてのご活躍をご祈念申し上げて、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○神田 隆議長 ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○神田 隆議長 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第1回埼玉中部環境保全組合議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

(午前10時24分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年7月6日

議 長 神 田 隆

署 名 議 員 桜 井 卓

署 名 議 員 保 角 美 代

署 名 議 員 滝 瀬 光 一